

## サービックに対して 年休に関する申し入れを行う。

12月2日、サービックに対して「年次有給休暇に関する申し入れ」を行いました。サービック各事業所においては要員不足が発生しています。要員不足に関しては、11月18日に申し入れを行っています（かんさい回覧板No. 49参照）。

要員不足により、年休の発給状況や時季変更権行使などに問題が発生しています。また、第一事業所においては、本人の同意もなく特休の指定日が移動させられたり、残業前提の勤務が指定されています。

よって、以下のようにサービックに対して「年次有給休暇に関する申し入れ」を行いました。

### 年次有給休暇に関する申し入れ

1. 各事業所における年休の発給状況と予備率を明らかにすること。
2. 各事業所における時季変更権行使の状況と時季変更権を行使した時の努力を明らかにすること。また、時季変更権を行使したときは社員などに直接通知すること、および時季変更権を行使したときの社員などに対する通知について明らかにすること。
3. 第一事業所において実施されている年休抽選を社員などが厳正な抽選であると納得出来る内容（抽選担当者、順番など）で公表すること。
4. 労働基準法第39条7項（年休を付与した日から1年以内に5日の年休を取得させること）に違反する事例があるのか明らかにすること。
5. 第一事業所において本人の同意もなく特休の指定日が移動されている。本人の同意のない特休の指定日の移動はやめること。
6. 第一事業所において残業前提の勤務が指定されている。残業前提の勤務指定はやめること。

**早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答をすること！**

